

平成26年5月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成26年5月28日（水） 午後3時00分～午後5時05分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市内保町2490-1 長浜市役所浅井支所2階）

3. 出席委員

委員長	桐山恵行
委員（委員長職務代理者）	井関真弓
委員	西橋義仁
委員	川口直
委員	北川貢造（教育長）

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

部長	嶋田孝次
理事兼教育改革推進室長	板山英信
教育総務課長	山田昌宏
教育指導課長	杉本義明
すこやか教育推進課長	山田隆司
幼児課長	小川尚久
生涯学習・文化スポーツ課長	岩坪健一
文化財保護センター所長	森口訓男
歴史文化推進室（長浜城歴史博物館副館長）	鐘居和男
図書館運営室長	川瀬修
教育センター所長	北川清治
学校給食室長	金森和善
教育総務課副参事	伊吹定浩
教育総務課主査	隼瀬愛
教育改革推進室副参事	中岡勝博
生涯学習・文化スポーツ課副参事	小倉雅文

6. 傍聴者

1名

Ⅱ. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

4月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第23号 長浜市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第24号 長浜市長浜城歴史博物館協議会委員の委嘱又は任命について

議案第25号 長浜市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第26号 議会の議決を経るべき教育関係議案について

日程第5 協議・報告事項

(1) 「今後の長浜市立図書館の在り方」について

(2) 長浜市図書館基本計画の策定について

(3) 「長浜子どものちかい」及び「長浜子育て憲章」の策定について

(4) スポーツ推進計画について

日程第6 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

委員長からあいさつの後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

井関真弓委員、北川貢造委員

3. 会議録の承認

4月定例会

特に指摘事項はなく、4月定例会会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：4点報告いたします。1点目は園児・児童・生徒の動向におきまして、まず高月小1年生の女儿が負傷した事故につきましては、1ヵ月にわたる入院治療

後、5月22日に退院し翌23日から元気に学校に登校しているとのこと。今後も治療等については学校、委員会ともに万全の対応で臨み、学習の遅れ等についてもきめ細やかに対応していきたいと考えております。次に小谷小5年生の男児が死亡した事故につきまして、5月10日に上山田地先にある川で遊び、その後上流にあるため池まで行ったところ誤って落ち死亡した事故を受け、学校は保護者や同じ5年生のクラスの友達、事故当時一緒に遊んでいた3年生の友達等の動向も含め、スクールカウンセラーを派遣し半月間にわたり対応をしてきたところではありますが、現段階では大変落ち着いて学校生活を送っていると報告を受けています。学校としましては通常の教育活動を進めています。

2点目に、事件・事故についてですが、1つ目は5月3日に湖北中学校の校舎へ夜間不審者が侵入した事件で、夜中の1時過ぎ警備会社からの連絡を受けた警察が急行し、侵入後30分で犯人は逮捕されたということです。施錠忘れがあったということですが、学校では通常複数者による確認を指示していますが、確認漏れがあったということで、学校には再度指示をしています。2つ目は5月17日に発生したびわ中学校の野球部用具庫付近の不審火についてですが、早朝野球部の生徒が練習をしていたところ野球部の用具庫の下に不審な木材が入っていることに気づき、木材を引き出したところ、石油の匂いと焦げた匂いがするということが顧問を呼び、警察も不審火として対応されたということです。防犯カメラ等は設置していますが、確たる証拠にはなりません。びわ中学校では昨年度も同じ用具庫付近と玄関の2度にわたり不審火があった経緯もありますので、PTAや学校運営協議会、自治会等と連携をとり、緊急体制を組み対応にあたっています。

3点目に、市議会関係としまして5月15日総務教育常任委員会が開かれ、今年度から組織の中に新たに設けました教育改革推進室について、その設置目的や業務等について質問があり、教育委員会の今日的重要な課題や課を横断する課題について、議論しながら方針を立てていくためこの室を設置したことをお話ししました。主要な課題として学力問題、特別支援教育、学校の適正規模・適正配置、就学前教育における運動プログラムを中心するカリキュラムの確立等の説明を行いました。しっかりと体制を整えて、課題解決に向けて頑張ってもらいたいとの意見をいただきました。

4点目に、長浜の教育に関する協議会についてですが、教育委員会改革の一環として来年度より設置される総合教育会議のソフトランディングを図るためにも、今年度からほぼ同じメンバーによる長浜の教育に関する協議会の設置を行い、市長と教育に係る連携を密にする必要があるのではないかと、先般教育委員会協議会におきまして提起し、賛同を得ましたので、5月30日に第1回の長浜の教育に関する協議会を開催する運びとなりました。来年度からの長浜市の教育行政の在り方に関わる大変重要な会議になるのではないかと考えています。以上です。

桐山委員長：教育長の報告に対し、何か質問や意見はないか。

西橋委員：びわ中の不審火についてだが、昨年度も2度あり、灯油を使った形跡があるということで大事に至らなくて良かったものの、手掛かりについて何かしら学校又は警察の方でつかんでおられるのか。

教育長：昨年度の2件につきましては、警察も消防署も学校も手掛かりは全くないということで報告を受けております。今回の件につきましても、現段階では手掛かりは全くつかめていないとのことでした。

桐山委員長：防犯カメラが設置してあったのに証拠にならないというのは、その部分が角度的に映っていなかったのか、それとも映してはいたが何も犯行が映っていなかったのか、どちらか。

理事：警察が防犯カメラを解析されたところ、夜の11時半ごろ車のヘッドライトかどうかは分かりませんが、道側から校舎方向に明るく照らされてたのが1度だけ映っていましたが、人影らしきものは何も映っていなかったとのことでした。その明りが車のヘッドライトであり、車から出てきた人物が野球部の用具庫に向かったかどうかについては、この防犯カメラの画像では解析ができないとのことでした。

桐山委員長：真っ暗なところは映らないということか。

理事：はい。人を感知すると光るライトも付近にありましたが、発光はしていませんでした。防犯カメラが映している範囲とは別のルートから侵入した可能性もあるとのことでした。

教育総務課長：今後感知式の照明を2カ所増設することで対応する準備をしています。また当分の間、校舎の廊下等の夜間電気点灯、地域の方によるパトロールを実施しています。

西橋委員：色々な対策をされている中で、在校生に対する指導はどうされたのか。

理事：在校生につきましては、事件が週末に起きていたこともあり、週明け月曜日に校長から全校生徒に対し事実を告げています。また、校舎内外で不審な人物や事象を見かけた場合は、すぐに先生の方まで知らせるように伝えています。野球部の用具庫はホームセンター等で見かけるようなスチール製の物置で、差し込まれていた棒は灯油を浸み込ませてはいたものの工事現場に落ちているような細い棒であり、常識的に考えればこの物置にこの方法で火がつくとは大人では考えにくいと思っています。

西橋委員：私も現職の時に学校敷地内において似たような事件を経験しており、その時はすぐに全校集会を開き、もしこのことで何か知っている人がいればこっそりと知らせてほしいと伝えた、在校生徒の中から数名の名前があがり、素早い生徒指導に繋がったことがある。学校内外どちらの犯行かにとらわれることなく、情報収集に努めてほしい。

5. 議案審議

委員長より、本日の会議に諮る予定の議案第26号については、市議会の議決を

経るべき議案審議となり、これについては市議会で審議される前の情報であり、公にすることにより、市民等の間に混乱を生じさせる恐れがあることから、当議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき、非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員一致で議決された。

議案第23号 長浜市文化財保護審議会委員の委嘱について

委員長は事務局へ説明を求め、文化財保護センター所長から資料に基づき説明があった。

各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第24号 長浜市長浜城歴史博物館協議会委員の委嘱又は任命について

委員長は事務局へ説明を求め、歴史文化推進室（長浜城歴史博物館副館長）から資料に基づき説明があった。

各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第25号 長浜市スポーツ推進委員の委嘱について

委員長は事務局へ説明を求め、生涯学習・文化スポーツ課長から資料に基づき説明があった。

各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第26号 議会の議決を経るべき教育関係議案について（非公開）

委員長は事務局へ説明を求め、それぞれ所属長から資料に基づき説明があった。

各委員とも異議なしということで、議案第26号については原案どおり同意された。

6. 協議・報告事項

(1) 「今後の長浜市立図書館の在り方について」図書館運営室長から資料に基づき説明があった。

井関委員：中央図書館のコンセプトは「市民の暮らしを支える町家」とあるが、町家と書いていえと読ませるこのコンセプトが私にはしっくりとこない。果たして来館者が「いえ」として来られるのかと言えばそうではないと思う。私たちが図書館に行くのは、わからないことを解決する、ここに来れば何かが見つかるという思いからであり、そのような図書館の核としての役割を担うと思うのだが、このように町家となると旧長浜市街地のイメージが強いように思う。また、中央図書館の機能と要件が書かれているが、1点目の市民が交流し活動の場を広げる機能として町家というのはうなずけないことはない。しかし、2点目の市の情報を一挙に知ることができる機能、3点目の地域の地の拠点としての機能という意味では町家と結びつきにくいように思うが、策定されるにあたり町家とされた経緯

を教えていただきたい。中央図書館としてのコンセプトとしては疑問を感じる。
図書館運営室長：懇話会の中でも、町家というコンセプトは長浜市の市街地のイメージが強く、全体的な中央図書館を考える時に違和感があるとの意見も出ていました。しかし長浜市全体の核としてだけではなく、長浜図書館としての想定もしていますので、長浜の市街地に相応しい景観や長浜らしさを考え、事務局から町家というイメージ案を出しました。また、それぞれの機能を持ったゾーンを町家風、いわゆる家の間風にアレンジして、それぞれの空間が密接につながるようできないかと考えています。景観的なことを考えた時に、このようなコンセプトがあってもいいのではないかと考えています。

井関委員：景観から町家がきているのであれば、中央図書館の機能と要件の中でコンセプトとして町家を掲げるのはおかしいのではないか。今の説明では、コンセプトを何とか変更できないものかと思う。

図書館運営室長：長浜市全体の中の中央図書館という意味では確かに副題にある「発見し解決できる場所、想像し交流できる場所、育ちと暮らしを支える場所」の方がコンセプトとして相応しいかも知れません。

井関委員：私もそう思う。

桐山委員長：このコンセプトについては変更の余地はあるのか。

図書館運営室長：懇話会の報告を受け図書館で取りまとめたものですので、教育委員会として地域に限定せずに広い意味で再考せよというのであれば、検討します。

桐山委員長：他の委員の方の意見も伺いたいと思う。

北川委員：確かに、市民の暮らしを支える町家という認識は、中心市街地の一角を担うとはいうものの、まちづくりではありませんので、中央図書館のコンセプトとしては通常ありえないと考えています。しかし、図書館というのは特別な人たちが集う場所、特殊な場所であるという印象がどこか市民の中に根強くあり、襟を正さなければ入れないというようなイメージを持っているのではないのでしょうか。もう少しフランクに行くことができ、憩いの場としての機能も中央図書館には持たせようという中で、少し奇抜ではあるが、町家というイメージは面白いかもしれないと思っていましたが、今の井関委員のご指摘を聞くとやはりそぐわないかもしれないと思いました。

桐山委員長：色々な機能があるということで家をイメージされたと思うのだが、町家にしてしまうのはどうなのだろうかと思う。

西橋委員：県下数ある図書館の中で特色を出すという意味では、長浜図書館が変わった視点から新しい図書館をつくったと発信できるかもしれない。図書館本来の機能や役割を考えれば井関委員のおっしゃる通りだと思うが、アピール度からいうとこのような視点を持ってつくった図書館はたくさんはないと思う。図書館の中に喫茶コーナーを設けたりしている図書館もあるにはあるが、これだけのことを文字として出している図書館は少ないと思う。私としましては、コンセプトに係わりなく、とにかく新しい図書館を確実に建設していただくことに力を注いで

いただきたいと思う。

川口委員：私も、今のコンセプトの説明を受けてもあまりピンとこない。

井関委員：長浜の中心市街地に立地し、新しい市役所も建つ中で、市民の方が町家に行こうという気持ちはないと思う。知識を求めて図書館に来るのであり、町家が図書館の機能を果たすとは思えない。

図書館運営室長：中央図書館というのは全市域を統括するのは当然ではありますが、中央図書館であると同時に長浜地域の地域図書館であるという役割もあります。例えば高月図書館は十一面観音をモチーフにしています。将来的に中央館は長浜図書館を想定していますので、長浜らしさとは何だろうと考えた時に町家という外観のイメージが生まれてきました。その中で、町家のように様々な空間が一体的につながるように考えています。全体的なコンセプトとしては副題の「発見し解決できる場所、想像し交流できる場所、育ちとくらしを支える場所」でありますので、町家は二次的なコンセプトとでも考えていただければ良いかと思えます。

桐山委員長：懇話会の中でいくつか候補があって決定したものなのか。

図書館運営室長：懇話会の中で長浜らしさを表すものは何があるのかという投げかけをさせていただきましたが、長浜らしさを表すアイディアはなかなか出てこず、長浜らしさを追求しなくてもいいのではないかという意見もありました。そのような中で、視覚的なものの方がイメージがつかみやすいということで建物に長浜らしさを求めることで事務局の方から案を出した次第です。

北川委員：最終的には懇話会での議論を踏まえながら長浜図書館で決定したということですが、委員会での議論は初めてです。中央図書館以外に市内には図書館が5館あり、また図書館のない地域もあり、それを統括する図書館のコンセプトとして町家はいかがなものかという井関委員のご意見ですが、大事なことであり、今後中央図書館を表すスローガ的なフレーズとなって随所に出てくると思えますので、次の定例会までに図書館で館長を中心に議論していただき、コンセプトを変更するのか、このままでいくのであればこのままでいくのの説得力のある説明をお願いしたいと思います。

桐山委員長：教育長の提言のように、もう一度図書館で議論していただきより良いご提案をしていただくようお願いする。名称、コンセプト以外に意見はないか。

北川委員：庁舎の跡地利用を検討する中で中央図書館の構想が出てきており、このことにつきましては跡地利用の組織で一定の検討が進んでいますので、現段階でどのような状況になっているのかということをご共有認識しておく必要がありますので、担当から説明願います。

嶋田部長：跡地利用につきましては、6月議会で市長から方針を説明される予定となっており、その中に中央図書館の構想も含まれています。以降の具体的な方針についてはパブコメ等をかけて意見を集約し検討していく予定で、時間をかけて基本構想を練っていくという状況になっています。

桐山委員長：懇話会での話を集約されている資料を見ると、中央図書館の役割の中

で他施設との連携として、江北図書館との連携も必要ではないか等との意見があったようだが、公的図書館と私立の図書館が連携するというのはなかなか難しいと思うが、どのように考えられているのか。

図書館運営室長：江北図書館は、財団法人が運営しており公共図書館のくくりに入り、誰でも利用できることとなっています。滋賀県には公共図書館協議会がありその中に江北図書館も入っていますので、県立図書館を通じて資料の貸し借りをすることが可能となっています。江北図書館と市立図書館職員との交流などは行っており、江北図書館で旧伊香郡に向けての図書館便りを全戸配布する際、市立図書館経由で行うなどの事業協力もしております。ただ、江北図書館で長浜市立図書館の本を検索し貸出を行うことは、市立図書館の中に入り込んでしまうこととなり、今度は江北図書館の存在意義が変わってしまうことにもなりかねず、現在のところは江北図書館からそのような申し出はありません。当然江北図書館でもっておられる歴史資料等は長浜市として重要な資料として認識し、貸し出していただけると有難いとは思いますが、まだ江北図書館の方でデータ化されていないこともあり、そういったところまではまだ連携が取れていないのが現状です。

桐山委員長：可能な限り、北部の方への便宜を図る意味でも上手く連携できればいいと思う。

西橋委員：私が図書館にいた5、6年前から江北図書館については課題となっており、市町合併を機に長浜図書館にしてもらえないかと、市長へも強く申し出をされていた。当時議会の一般質問の中で12万都市で6館も図書館があるのは多すぎるのではないかという質問あり、全国の同規模自治体での図書館設置数を例にあげ、図書館を減らしていく方針を答弁されている中、江北図書館の市立化の話が出てきていた。その後どのような経過になって、江北図書館も一定理解していただけたのかわからないが、そのようないきさつがあったことも知っておいてほしい。

(2)「長浜市図書館基本計画の策定について」図書館運営室長から資料に基づき説明があった。

(3)「長浜子どものちかい及び長浜子育て憲章の策定について」教育改革推進室副参事から資料に基づき説明があった。

川口委員：現在学校では校訓や学校目標を掲げながら指導をしていると思う。今後、めざす子ども像や子どものちかいを子どもに示し、指導されていくということだが、学校独自でやってこられた校訓やめざす児童生徒像との兼ね合いはどうされていくのか。どのように学校に示されていくのか。また子どものちかいが5点あがっているが、いずれも他者に対する心遣いや気持ち、思いやりといった視点に偏っているのではないか。子どもたちに、他者に対しての気持ちばかり教えることにより、こじんまりとした子どもにならないか心配だ。もう1点、表記に関し

て、身につけるの「つける」という表記が漢字と平仮名が混在しているが、漢字表記が適当ではないか。また夢や希望、責任や個性を「もつ」という表記については平仮名表記が適当ではないかと思うが、検討していただきたい。

教育改革推進室副参事：校訓や学校目標との兼ね合いですが、当然尊重すべきことで、先だつての校長会でもちかいと憲章について説明させていただき、取組みを進めていただくように依頼をしています。学校の全体計画の中に盛り込んだり、学校の校訓や目標と重なる部分がある場合は取組みや指導の中で活かしていくよう協力いただいています。また他者に対する気持ちが多いという話ですが、ちかいをつくるにあたり当初は12個の項目があり、全て大事なことでどれも入れていきたいという思いがあったのですが、子どもたちの現状を検討委員会や教育委員会、市長部局の関係課の課長とも協議をした結果、5つに絞りこまれました。自分自身が主体的に取り組むことについてはめざす子ども像のところでも述べており、ちかいの行動様式については、人間としての土台、基礎についてまとめたものでありますので、これがきちんと身につけば子どもたち自身が自然と主体的に取り組んでいけるだろうと考えております。もう1つは、他者との係わりが現代の子どもたちは弱いので、検討委員会の中でもそういった部分を大事にしていきたいとの意見があり、このような形となりました。漢字表記等につきましては、検討して直していきたいと考えています。

西橋委員：平成25年度長浜の未来を拓く検討委員会のメンバーの中に警察関係の方も入っていたのか。

教育改革推進室副参事：いえ、入っておりませんでした。

西橋委員：青少年の育成に係わって、二つの苦い思いをしたことがある。1つは昨年地元の連合自治会を預かっており、青少年健全育成会の研修会で警察の方をお呼びして青少年健全育成について話をさせていただいた。その話の中で、道端で子どもが煙草を吸っているのを見つけたら注意をせずに警察に通報してほしいと話しておられた。もう1つは、昨年8月に8人の中学生と卒業生が自治会内の池で飼っている鯉に石を投げて殺そうとしていたので、私が本気で注意しに行ったところなかなか言うことを聞かず、そのうちその中の一人が警察に「老人が子どもをいじめている」と110番通報した。程なくパトカー等警察車両3台が到着し、事情を説明したところ、直接注意をするのではなく警察に通報してくださいと言われた。大人に実践してもらいたい子育て憲章の中に、「見守るまなざし、叱る勇気を大事にします」とあり、非常に大切なことだと思うが、現在なかなか行われていない。命に関わることや人に迷惑をかける行為などに対しては、本気で叱ることも必要ですと書かれているが、私が経験した2度とも警察関係者はそれを望んでいなかった。教育委員会が一生懸命良いことをしようとしていても、関係機関が足並みを揃えなければ、警察の言うことだから何も言わないでおう、110番すればいい等となると絵に描いた餅になってしまう。関係機関との調整もお願いしたい。

教育改革推進室副参事：何でもかんでも警察に頼る社会や大人ばかりになってしまうと、地域の子どもの育ちはいかがなものかと私も思います。このようなことを親や地域が共通理解のもとでやっていくことで、良い人間の土台づくりができるのではないかと考えていますので、義務教育が終わるまでの間にこの5つのことをきちんと押さえながら、教育の本質、子どもを育てるのはどういうことであるのかということを中心に、実践していきたいと思えます。

理事：警察関係者ともこのことについては一度話し合いの場を持ちたいと考えています。

西橋委員：注意して被害者になられることを警察は心配されているのだと思うが、やっているとある程度大人がきちんとしたことを言わなければせっかくの趣旨が活かされない。

理事：わかりました。

(4)「スポーツ推進計画について」生涯学習・文化スポーツ課副参事から資料に基づき説明があった。

7. その他

・「長浜市の教育に関する協議会の開催」について教育総務課長から口頭で説明があった。

・「上山田ため池での死亡事故後の安全対策」について教育総務課長から口頭で報告があった。

・「滋賀県都市教育委員会連絡協議会県内研修」の開催について教育総務課長から口頭で説明があった。

8. 閉会

委員長から、本日の委員会会議が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。